

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業理念である「医療・福祉サービスを過不足なく、誠実かつ、高潔に提供する」、「地域社会、取引先、従業員との間の良好な関係を創る」及び「公正で、透明性の高い健全な経営を行う」を基軸として成長戦略を実践し、収益性の向上及び企業価値の最大化を図ることを経営課題としております。これらの目的を永続的に高い再現性を持って実現しつづけるためには、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し、有効に機能させることが不可欠であると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー(情報開示)」及び「リスクマネジメント及びコンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岡村 幸彦	480,300	21.02
株式会社メディパルホールディングス	360,000	15.75
株式会社おかむら	285,400	12.49
中央エム・リース株式会社	180,000	7.88
アイセイ薬局従業員持株会	102,100	4.47
株式会社SBI証券	80,300	3.51
クオール株式会社	76,800	3.36
JA三井リース株式会社	50,000	2.19
山中 孝一	36,500	1.60
穂坂 邦夫	31,900	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山口 隆	他の会社の出身者													
池田 武彦	他の会社の出身者													
今川 国明	他の会社の出身者													
山中 孝一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 隆	○	独立役員に選任しております。	<p>大手生命保険会社の役員としての経験があり、企業経営に対する高い知見を有しており、独立した立場から幅広い助言していただけることを期待し、選任しております。</p> <p>(独立役員指定理由) 当社と第一生命保険株式会社との間において、現在に至るまで重要な取引関係はありません。 従いまして、意思決定に際して中立・公正な立場を保持していると判断しております。</p> <p>リース会社にて医療機関向けのファイナンス業</p>

池田 武彦		——	務に従事しており、同分野での経験や最新の知識を当社の経営に活かしていただけることを期待し、選任しております。
今川 国明		当社の主要株主である株式会社メディパルホールディングスの100%子会社である株式会社メディセオ(以下、「同社」という。)の取締役を兼務しており、当社と同社との間に仕入取引等の取引関係があります。	医薬品業界の長年の経験に基づき、独立した立場から取締役会に出席し、経営の監督とチェック機能を果たすことを期待し、選任しております。
山中 孝一		株式会社メディカル・サーバントの代表取締役であり、当社は当社役員の健康管理サービスを委託しております。	同氏は長年にわたり経営者として企業経営に携わり、また現在は医療関連事業の代表者を務めていることから、その経歴を通じて専門的な見識からの視点に基づき助言頂くことを期待し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役は期中監査の実施過程において把握した問題点や業務運営状況等について、毎月1回以上開催している監査役会において、他の監査役に報告を行い、問題点の改善方法等について、協議を行い、認識を共有しております。また、監査役と内部監査室とは毎月、監査役と会計監査人とは毎四半期にそれぞれ意見交換会を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
磯野 久司	他の会社の出身者													
野呂 伸一郎	公認会計士													
高山 丈二	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
磯野 久司		——	長年にわたり金融業界の職務に携わり、その経歴を通じて専門的な見識からの視点に基づく監査に期待し、選任しております。
野呂 伸一郎		——	税理士、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験を有していることより選任しております。
高山 丈二		——	長年にわたり会計検査院の職務に携わり、その経歴を通じて専門的な見識からの視点に基づく監査に期待し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役及び従業員の当社に対する貢献意欲及び経営への参画意識を高めるため、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員の当社に対する貢献意欲及び経営への参画意識を高めるため、社内取締役及び従業員をストックオプションの付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬等の額を開示するとともに、連結報酬等の総額1億円以上である者に限定して個別開示を行っております。

2014年3月期における役員の報酬等の額は以下の通りです。

取締役(うち社外取締役)	319,351千円(8,442千円)
監査役(うち社外監査役)	21,745千円(21,745千円)

(注)1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 役員賞与はありません。

3. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した第2回新株予約権及び第3回新株予約権に係る当事業年度の費用計上額(取締役66,390千円)を含んでおります。

4. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、平成25年6月24日開催の第13回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名を含んでおります。

5. 上記のほか、平成25年6月24日開催の第13回定時株主総会の決議に基づき、特別功労金を下記のとおり支給しております。
退任取締役 1名 35,000千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬額は、平成21年6月26日開催の第9期定時株主総会決議により、年額400,000千円以内(ただし、使用人分給与及び賞与は含まない。)、平成24年6月25日開催の第12期定時株主総会決議により、ストックオプションの発行につき年額150,000千円以内と定められております。また、当社の監査役報酬額は、平成21年6月26日開催の第9期定時株主総会決議により年額50,000千円以内と定められております。また、その決定方法については、役員各人の役位、業績及び貢献度など総合的に勘案し、取締役報酬等は取締役会で、監査役報酬等は監査役の協議で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役につきましては取締役会事務局が中心となり、重要情報の伝達・各種資料の提供を行っております。社外監査役につきましても監査役会事務局が中心となり同様のことがなされております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

企業統治の体制

1) 企業統治の体制の概要

当社は、「医療・福祉サービスを過不足なく、誠実かつ、高潔に提供する」、「地域社会、取引先、従業員との間の良好な関係を創る」、「公正で、透明性の高い健全な経営を行う」という企業理念に基づき成長戦略を実践し、収益性の向上及び企業価値の最大化を図ることを経営課題としており

ます。これらの目的を永続的に高い再現性を持って実現し続けるためには、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し、有効に機能させることが不可欠であると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー(情報開示)」及び「リスクマネジメント及びコンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

当社は監査役制度を採用しており、取締役会及び監査役会を設置しております。

取締役会は8名(平成26年6月23日現在)で構成し、法令等に定める重要事項の意思決定を行うとともに、経営方針の決定とその実施に関する計画の立案と進捗について検討し、経営の管理・監督を行っております。

監査役会は、社外監査役を含む3名(平成26年6月23日現在)で構成し、監査役は取締役会に出席するほか、社内の主要会議に出席し、取締役等の職務の執行を監査しております。

イ. 取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定、並びに当社及び子会社の業務執行の監督及び監査機関として全取締役8名で構成しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件等により臨時開催の必要性が生じた場合には、臨時取締役会を開催しております。

ロ. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名(社外監査役)と非常勤監査役2名(いずれも社外監査役)で組成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

ハ. 本部長会議

当社では、従前より執行役員制度を導入しておりましたが、平成25年7月1日より、取締役及び執行役員で構成される執行役員会を、経営の効率化と取締役の責任・権限強化を目的とした本部長会議へと組織改編いたしました。本部長会議は、代表取締役ならびに3名の本部長、及び各本部

の主要な部長等で構成されており、毎週1回の開催により本部長会議へ提案された事項について審議し、業務執行に関する事項を中心に迅速な意思決定を実現しております。なお、本部長会議では、事前に審議された案件を取締役に上程する機能を担っており、連絡会議と取締役会をつ

なぐ機関として整備しております。同会議導入の目的は、各機関が経営戦略上有効かつ迅速に機能し、加えて相互に牽制を図りながら各戦略を実施するためであります。

ニ. 連絡会議

連絡会議は取締役、監査役、本部長及び各本部の支店長、部長等を招集し、毎月定例で開催しております。連絡会議は主に、予算実績の差異分

析における業務上の改善策や、新規出店の前後事業報告等、各部門間の情報共有の場であるとともに、取締役から経営方針を各部門に展開し、徹底を図る場として機能しております。

ホ. 内部監査室

当社の内部監査室は、代表取締役直轄組織として6名で構成されております。内部監査室は、内部監査計画に基づき、事業年度毎に、主要な店舗、部門及び子会社の内部監査を実施しております。また、フォローアップ監査を実施し、改善状況を確認しております。内部監査結果は、代表取

締役に報告されるほか、定期的に監査役会と情報共有を図り、内部統制上の課題の把握と該当部門への業務改善勧告・指導を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役8名の内、社外取締役4名を選任し、監査役3名は、全員社外監査役を選任しております。社外取締役、社外監査役の知見・経験に基づいた客観的視野に立った提言・助言を通じ、経営監視・監督機能を強化しております。

また、経営の重要な事項については、本部長会議で十分討議した上で取締役会において審議・決議を行い、監査役会がこれを監督する組織体制

を採っております。

この結果、取締役が経営の迅速化・監督機能の強化等に専念し、事業改革ならびに拡大・成長を効果的に推進することが可能であると考えてお

り
ます。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成26年6月23日に定時株主総会を開催しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成25年12月13日・14日に「野村IR個人投資家フェア」に参加して個人投資家向けの認知度向上に努めています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期と通期決算後にアナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.aisei.co.jp/ir/)にて、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、その他適時開示資料等を迅速に開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	マーケティング本部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念でステークホルダーを尊重する旨を明確にしております。
その他	<役員への女性の登用に関する取組み> 当社は、性別などにとらわれることなく幅広い見地から役員を選任しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、平成21年3月27日取締役会において決議し、平成22年6月15日取締役会にて改定しております。その概要が以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会、取締役会その他主要会議の決定のプロセス及びその重要な決定事項の執行に係る情報について書面又は電子文書にて記録保存する。取締役及び監査役が、これらの文書等を常時閲覧できるよう規程を整備し、保存及び管理を適正に行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危険(以下「リスク」という)についてはリスクを適正に管理し、経営の健全性を確保するための規程を整備するとともに、リスク管理のための組織横断的な委員会を設置してリスクの抽出と対策、管理状況の把握に務め、リスクの種類と対応策に応じてリスク回避措置の指導監督及び当社の主要かつ重要な事業、その他重要な業務に係るリスク回避措置に関する指導監督、その他のリスクマネジメントに関する指導監督を実行する。危機発生時には対策本部の設置や、必要に応じて取締役会または主要会議において報告・協議・情報交換を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための諸規程を整備する等して体制を整備する。また、取締役会が定めた中期経営計画、年度予算に関する事項については、各取締役はその目標達成のために各所管部署に具体的目標及び役割分担を含めた効率的な達成の方法を指示し、その進捗状況を定期的に検証し、必要に応じて改善を促すほか、主要会議において報告・協議・情報交換を行い効率化を図る体制を適正に運用する。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社の取締役は使用人が法令・定款・諸規程及び企業理念・行動指針及び社会規範を遵守するよう周知徹底、指導を図り、自らは模範となり、その徹底状況を代表取締役及び内部監査室と連携の上、評価・検証・改善し、必要に応じて社内外の教育研修機関を活用し教育を行う。

(ロ) 当社の取締役会はコンプライアンス体制の確立を目的とした規程を整備し、また、取締役会の諮問機関として委員会を設置して取締役、使用人その他関係者からの情報提供を円滑に受け入れるための体制として整備した内部通報制度を適正に運用する。

(ハ) 当社は取引先、社内外の関係者に反社会的勢力の関与を一切排除することとしそのための規程を制定し、取引先・社内外の関係者の調査を徹底し、反社会的勢力との接触を未然に防ぎ、不当・不法な要求に対して一切遮断する体制を適正に運用する。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループに属する子会社について、親会社の支配の状況、各子会社の業務の内容、各子会社に適用される法令の内容等を精査し、原則として当社の内部統制システムを適用し、当社取締役会と当該子会社取締役会は適宜連携し業務の適正を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助するために必要な補助業務を求められた場合、当該業務に必要な人員を適宜監査役と協議し、補助業務に就かせる措置をとることができるものとする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助する使用人(以下「監査補助人」という)に対して、当該補助業務を遂行する期間は補助業務を優先して遂行できるように措置を施し、補助業務遂行中の指揮命令は監査役から監査補助人に対して直接なされるものとする。または、監査補助人の本来業務に係る人事評価において補助業務に就いたことに起因する影響を反映しないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は取締役会及び主要会議を通じて、業務執行の状況などを報告するものとする。なお、緊急の事項については迅速性を優先し直接監査役に報告をする。

(9) その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制

監査役がその職務を補助するために必要な補助業務を求められた場合、当該業務に必要な人員を適宜監査役と協議し、補助業務に就かせる措置をとることができるものとする。

(イ) 監査役と内部監査室は定期的に監査状況を情報共有し、業務監査について改善が必要な事項の強化と徹底策を協議する。

(ロ) 監査役と会計監査人は定期的に監査状況を情報共有し、会計監査について改善が必要な事項の強化と徹底策を協議する。

(ハ) 監査役と代表取締役は定期的に情報共有し、取締役の業務執行の適正に関して改善が必要な事項の強化と徹底策を協議する。

(ニ) 監査役は緊急性の高いコンプライアンス上の問題を認知した場合に、問題の内容に応じて臨時に代表取締役、取締役、内部監査室と協議することができる。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事項について、取締役及び使用人が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度を設けており、内部監査室、顧問弁護士及びコンプライアンス委員会事務局を中心として、制度運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、所管部署は総務部として、運用を行っております。具体的には、新店・施設立ち上げ時、事前取引先の信用調査を実施してから契約を取り交わします。契約を取り交わそうとする部署は、取引先登録票に必要事項を記載し、インターネット等を用いて情報収集を行うだけでなく、平成22年4月30日に株式会社日本シークレット・サービスと契約し、新規取引、店舗譲渡の際や産廃業者について事前に調査を行うことにより、複数の手法による反社チェック体制を敷いております。また、総務部では、部員が警視庁の「不当要求防止責任者講習」を受講しております。総務部は、社内研修等の場において定期的に注意喚起を行い、不良情報をデータベース化し、必要に応じて社内会議において内容を報告し、各部署での対応を検討しております。また顧問弁護士からは、適宜、指導・アドバイスを受けております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

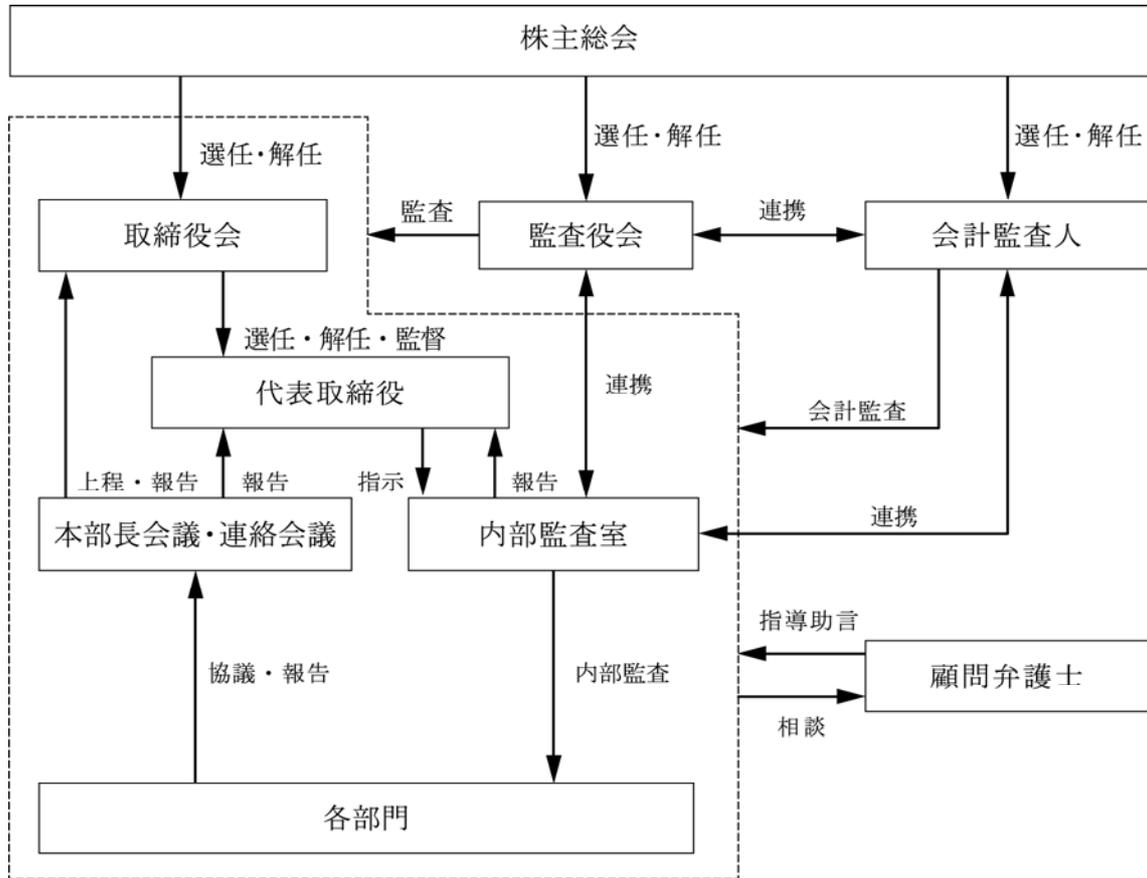
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス（模式図）



適時開示体制（模式図）

